

社会福祉法人さやまが丘保育の会役員退職慰労金規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人さやまが丘保育の会（以下「法人」という。）の常勤役員が退任する場合において、在任中の功労に報いるための役員退職慰労金に関する事項を定めることを目的とする。

（役員退職慰労金）

第2条 常勤の理事長及び常務理事に役員退職慰労金を支給する。

2 役員退職慰労金の額は、退任時月額報酬に在任年数を乗じて得た額とする。

（在任期間の計算）

第3条 在任年数は、就任の月から退任の月までとする。

2 1年未満の端数は切り捨てるものとする。

（減額等）

第4条 次の各号に該当するときは、役員退職慰労金を減額又は支給しない。

- （1）退任に当たり、法人の信用を傷つけ又は在任中知り得た法人の機密を漏らすことにより、法人に損害を与えたとき
- （2）在任中不都合な行為があり、役員を解任されたとき
- （3）その他前各号に準ずる行為があり、理事会において減額ないし不支給を適当と認めるとき

（端数の処理）

第5条 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げて処理する。

（支給日）

第6条 役員退職慰労金は、退任後6月以内の日に一時金として支給する。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会及び理事会の決議による。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、役員退職慰労金に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則 この規程は、令和3年11月15日から施行する。